

議会運営委員会会議録

平成27年7月6日(月)

(開 会) 9:30

(閉 会) 9:44

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 各常任委員会の閉会中の継続審査事件について
- 2 議員提出議案の取り扱いについて
 - (1) 議員提出議案第5号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則
 - (2) 議員提出議案第6号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書
 - (3) 議員提出議案第7号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書
 - (4) 議員提出議案第8号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書
 - (5) 議員提出議案第9号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書
- 3 議案第100号及び請願の採決について
- 4 議員派遣について
- 5 定例会初日の委員長報告の取り扱いについて
- 6 一般質問通告締切日及び発言順序決定方法の変更について
- 7 7月6日の議事運営について

○委員長

おはようございます。ただ今から、議会運営委員会を開会いたします。議会の運営について、議長の諮問について及び議会の会議規則、委員会に関する条例等について、以上3件を一括議題といたします。

各常任委員会の閉会中の継続審査事件について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しております資料のとおり各常任委員会から議長あてに、会議規則第105条の規定に基づき、各事件を閉会中の継続審査として、調査期間は調査終了までとする旨の申し出がっております。

つきましては、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、本会議において、申し出のとおり各常任委員会の閉会中の継続審査事件についてを各常任委員長報告、質疑、討論、採決の後に、議事日程に掲載し、議長発議でお諮りしていただいております。よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。各常任委員会の閉会中の継続審査事件については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、議員提出議案の取扱いについて、各会派のご意見を事務局から報告させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しております意見書案等の賛否一覧表をご覧ください。1番の飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、全会派賛成ということでございました。よって、議員提出議案第5号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則の取扱いにつきましては、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、提案理由説明の後に、委員会付託を省略することをお諮りしていただき、本会議即決としていただいております。

次に、2の少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書案及び3の農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書案、以上2件につきましては、全会派賛成ということでございました。

次に、4の地方単独事業にかかる国保の減額調整措置の見直しを求める意見書案については、提出後に文面の一部が変更されており、変更後の文面で全会派賛成ということでございました。

次に、5の認知症への取り組みの充実強化に関する意見書につきましては、全会派賛成ということでございました。以上で賛否の報告を終わります。

○委員長

会議規則の一部改正案及び意見書案に対する各会派の賛否は、ただいま報告があったとおりでございますので、その取扱いについてお諮りいたします。

議員提出議案第5号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案については、そのように決定いたしました。

次に、議員提出議案第6号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書から議員提出議案第9号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書までの4件は、いずれも議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先については、少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官とすることに、農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書は、内閣総理大臣、農林水産大臣とすることに、地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣総務大臣とすることに、認知症への取り組みの充実強化に関する意見書は、内閣総理大臣、厚生労働大臣とすることに、それぞれご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第100号及び請願の採決について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

まず、議案第100号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先の経済建設委員会におきまして、否決となっております。

よって、本日の本会議における採決につきましては、委員長報告に対してではなく、原案についての賛否をお諮りいたしますので、本案に賛成する場合はご起立いただきますようお願いいたします。

次に、請願第1号 原発再稼働中止を求める意見書採択を求める請願及び請願第2号 安全

保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願につきましては、さきの総務委員会におきまして、いずれも不採択となっております。

よって、本日の本会議における採決につきましては、委員長報告に対してではなく、各請願についての賛否をお諮りいたします。

各請願を採択することに賛成の場合はご起立いただきますようお願いいたします。

なお、本請願2件ともに、委員会において可否同数による委員長裁決となっております。本会議の採決において、本請願が採択となりました場合は、意見書案調整のため本会議を休憩して、議会運営委員会を開催することになりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。議案第100号及び請願の採決につきましては、ご了承いただくとともに、所属会派での周知をよろしくお願いいたします。

次に、議員派遣について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり、平成27年8月24日に福岡県内の市議会議員を対象とした福岡県市議会議長会議員研修会が北九州市の八幡市民会館で開催されます。

本研修は4年に1度統一地方選挙実施年のみに開催されるものでございます。参加を希望される議員がいらっしゃいましたら、会派を通じまして、別紙の出席連絡票のとおり7月23日までに、議会事務局へお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、参加議員が確定いたしましたら、閉会中の議員派遣となりますことから、会議規則第161条の規定に基づき、議長において、派遣の決定をしていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。ただいま事務局の説明がありましたとおり参加申し込みの届け出期限は、7月23日、木曜日までとなっておりますので、各会派お集まりの折にご協議されまして、事務局まで報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、定例会初日の委員長報告の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

先の委員会においてご質問のありました、改選前の4年間における各常任委員会に特別付託されていた調査事件の審議日と、その際の執行部からの調査案件に対する報告説明の有無及び審議状況をお手元に配付した資料のとおり示しております。

網かけの上、黒枠で示した箇所が執行部からの報告説明、調査事件に対する審議の、いずれもなされていないものを黒枠の中で示しております。

その数におきましては、付託案件延べ131案件中21回がそういったものが、ございましたという結果となっております。改めて報告をいたします。

次に、定例会初日の委員長報告の取り扱いについて、再度ご説明をいたします。常任委員会に調査終了まで付託されております閉会中の特別調査事件の審査内容は、本会議において、これまでどおり報告いたしますが、その報告は中間報告とし、審査途中の中間報告でありますため、表決の対象ではございません。

よって、採決やそれに伴う討論を行わず、中間報告と、それに対する質疑とする議事運営を

していただいております。改めてご審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。21回について、委員会が開かれたけれども、執行部からの説明もなかったし、委員からの質疑もなかったということになっておりますけど、そういう場合は、その定例会初日に、どういう報告を委員長がしてきたんですか。

○議会事務局次長

こういったケースの報告といたしましては、審査があった、議題に挙げておりますので、例えば資料で言いますと、高齢者福祉対策というのが一番頭に網掛けでありますけれども、高齢者福祉対策について審査しました。継続審査としました。この2点のみを報告したということでございます。

○川上委員

私はそれぞれ事情があったんでしょうけれども、市民の目から見ると、議会が監視機関ですから、仮に報告はなくても、自らが掲げた調査テーマですから、きちんと質疑をするべきだと思うんですね。こういうことが続くと、議会と執行部のなれ合いというようなそしりを免れないと思うので、私たち議会としては、肝に銘じておく必要があるんじゃないかというふうに思います。申し述べて終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。定例会初日の委員長報告の取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、一般質問通告締切日及び、発言順序決定方法の変更について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

さきに開催されました代表者会議におきまして、次期定例会より一般質問の受け付け開始及び通告締切日が、定例会初日のおおむね7日前に開催される議会運営委員会の終了後から受け付けを開始することとなりました。

同委員会の翌日の午後5時までを締切りとし翌日が市の休日の場合は、休日の翌日の午後5時までとする旨の申し合わせがなされております。

また、質問の発言順序の決定方法につきましては、受け付け開始から1時間まではくじ引きにより決定することとし、それ以降につきましては、受付順とする旨の申し合わせがなされておりますので、お間違いのないようによろしくお願ひいたします。

なお、次期9月の定例会より、これを実施する旨の申し合わせがなされております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件については、ご了承いただきますとともに、所属会派での周知をよろしくお願ひいたします。

次に、7月6日の議事運営について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

本日の議事運営について、ご連絡をいたします。本日午後1時から、議員研修会が開催され

ますが、本会議が12時15分までに終了できないと予想される場合は、他市議会からの研修会の出席も予定されておりますことから、本会議を一旦休憩し、研修会を開催したのち、改めて本会議を再開するという議事運営をしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本会議を休憩することになった場合の、本会議の再開時間は、おおむね午後3時を予定いたしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件については、ご了承願います。

本日本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。